

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会

2022 年 8 月 VOL. 73

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

全国的に厳しい暑さが続いておりますので、特に野外作業では熱中症対策（水分補給・休憩・直射日光遮断）を万全に行い、健康に留意願います。

コロナ感染者数が急増しておりますので、大声での会話禁止、密集した場所の回避、うがい、手洗い等の感染症対策を徹底願います。

※2号から3号に移行する実習生一時帰国について

「技能実習計画」の認定基準では、第3号技能実習に移行する場合、第2号技能実習の終了後、または第3号技能実習開始後1年以内に1ヶ月以上帰国する必要があります。

これまで出入国在留管理庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時帰国が困難な方については、航空便の運休や移動制限等により居住地に戻ることが困難な状況にあることが分かる資料が提出できれば、一時帰国せず3号2年目の在留を許可しましたが、現在出国者が増加している状況等を踏まえ、今後は、審査が厳しくなる見込みです。

つきましては、2号から3号に移行した実習生については、一時帰国が可能な場合、速やかに一時帰国をさせて下さい。

※添付、第3号技能実習移行時における一時帰国要件の柔軟化について

労働安全衛生管理の徹底について

技能実習生の労働安全衛生管理について、労働安全衛生法に基づき確実な実施をお願い致します。組合、企業事業者は労働者の安全と健康を確保する事が基本責務であり、実習生は労働災害を防止するために必要な事項を遵守する事が求められています。

特別教育の必要な業務

- ・ クレーン（つり上げ荷重5トン未満）、移動式クレーン（つり上げ荷重1トン未満）の運転
- ・ 玉掛け作業（つり上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーンに係るもの）
- ・ フォークリフト等荷役運搬機械（最大荷重1トン未満のもの）の運転
- ・ 動力プレスの金型等の取り付け、取り外し、調整
- ・ アーク溶接など

又、安全靴、ヘルメットの着用等の遵守の徹底をお願い致します。

外国人雇用におけるルールの適正化

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労出来るよう、事業主は外国人を雇用するにあたっては守らなければならないルールに配慮願います。

●雇入れ・離職時の届出

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出る必要があります。ハローワークでは届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主に助言や指導、離職した外国人の再就職支援を行います。

※届出後、速やかに組合に「届出日」を報告願います。

●適切な雇用管理

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律に基づき定められています。この指針に沿って職場環境の改善や再就職の支援に取り組む必要があります。

技能実習実施困難時届出書の提出について

外国人技能実習機構より技能実習実施困難時届出書提出に関する注意を入手しましたのでご案内致します。技能実習実施困難時届出書を提出する理由として、実習実施者の都合によるものと、技能実習生の都合によるものがあります。

※技能実習生が途中帰国することにより当該届出書を提出する際には「技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること」と注意事項に記載されています。

お盆休暇の過ごし方について

8月は皆様の会社でも「お盆休み」として長期の休暇期間を設定される場合もあると思いますが、この休暇期間中には例年実習生をめぐるトラブルも多発しております。宿舍内の火の元、夜間の騒音、深夜までの飲酒、繁華街での甘い勧誘等、トラブルの芽は多いので、長期休暇前に実習生に対して、十分喚起していただきますようお願い致します。

リーフレット 公的年金制度のご案内

緊急連絡先（24時間）

【事務局】

TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

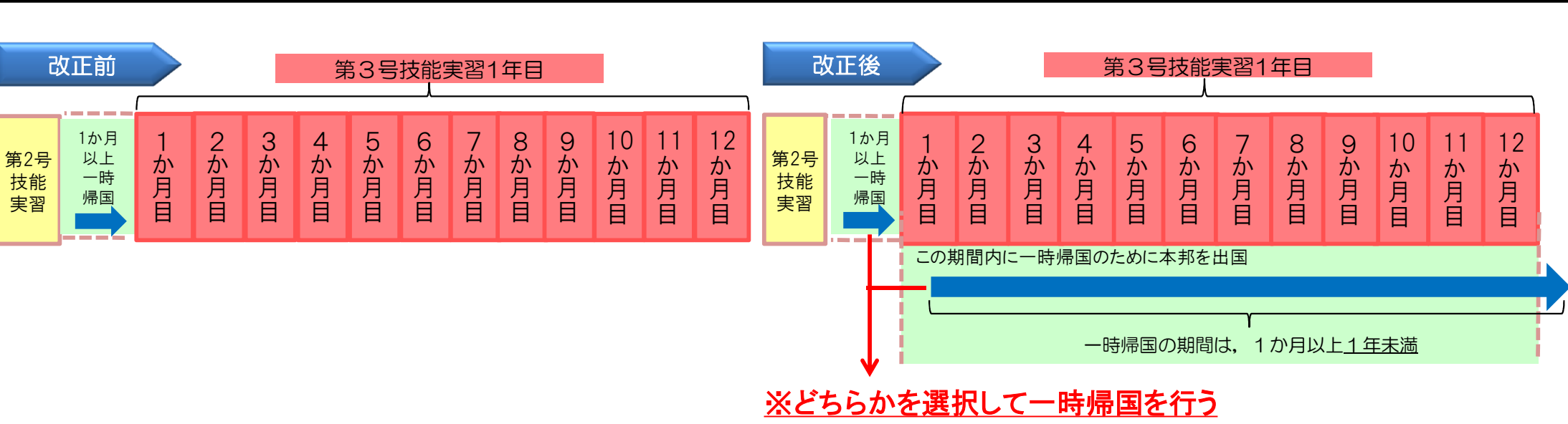
【組合職員携帯】

070-3667-8667（杉戸）

080-4477-6005（廣畑）

090-2323-7188（王）

第3号技能実習移行時の一時帰国については、技能実習法施行規則第10条第2項第3号トの規定により、第2号技能実習終了後、第3号技能実習を開始する前に1か月以上本国に一旦帰国することを技能実習計画の認定基準としてきたところですが、本日付けで同規則の改正が行われ、第3号技能実習を開始する前のほか、第3号技能実習開始後1年以内に、1か月以上1年未満の一時帰国を行うことも認めることとしました(技能実習制度運用要領p.51～59, 79～80関係)。



【第3号技能実習開始後に1か月以上1年未満の一時帰国を行うこととした場合の注意事項】

- ※ 一時帰国期間は第3号技能実習の実習期間に含まれませんが、一時帰国の時期は、第3号技能実習計画の認定申請前に決定し、技能実習計画に記載する必要があります(技能実習生の都合で一時帰国の時期が変更となった場合の取扱いについては、おって、技能実習制度運用要領でお示しする予定です。)
- ※ 一時帰国に係る旅費については、現行制度と同じく、監理団体(企業単独型であれば実習実施者)が負担する必要があります。ただし、第2号技能実習期間と第3号技能実習期間で監理団体が異なる場合は、第3号技能実習を監理する監理団体の負担となります。
- ※ 一時帰国のための本邦からの出国が第3号技能実習開始後1年以内であれば、一時帰国後の本邦への入国は、第3号技能実習開始後1年を経過していても差し支えありません。
- ※ 一時帰国の期間が3か月を超える場合、地方出入国在留管理局においては、第3号技能実習開始時に、一時帰国するまでの在留期間が決定されます。その場合、一時帰国後の本邦入国は、在留資格認定証明書交付申請を行い、査証を取得して新規入国する必要があります。

日本の公的年金に加入手続はお済みですか？

－ 公的年金制度のご案内 －

公的年金制度は、毎月、保険料を納めることで、老齢のほか、障害、死亡といった予測できないリスクがおきたときにも給付を受けることができる制度です。日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の全ての方*は、国籍を問わず、日本の公的年金制度に加入する義務があります。

技能実習生の方々も、公的年金制度（厚生年金保険または国民年金のどちらか）に加入する必要があります。

*厚生年金保険については、70 歳未満の全ての方に加入義務があります。

技能実習期間中に加入する公的年金

技能実習開始後は、講習期間と実習期間とで加入する年金が異なります。

①講習期間中は、国民年金に加入します。

※日本に住所を有してから講習が始まるまでの間も国民年金に加入します。

②実習期間中は、厚生年金保険または国民年金に加入します。

※技能実習先の事業所が厚生年金保険の適用事業所の場合、技能実習生も厚生年金に加入します。適用されていない場合、講習期間から引き続き国民年金に加入します。

講習開始

実習開始

技能実習期間

①講習期間

②実習期間

①国民年金に加入します

手続：技能実習生ご自身が行います。
加入届：お住まいの市区役所・町村役場の国民年金窓口、またはお近くの年金事務所で加入手続をしてください。
保険料：技能実習生ご自身が全額払います。届出後、年金事務所から送られてくる納付書でお支払いください。このほかに、口座振替によるお支払いなどがあります。
保険料の免除制度
所得が少ない等の理由で保険料を支払うことが難しい場合は、保険料が免除される制度です。

②厚生年金保険または国民年金に加入します

○厚生年金保険の場合
手続：事業所が行います。
加入届：事業所が年金事務所で加入手続を行います。
保険料：事業所が半分を支払い、技能実習生が半分を支払います。国に支払うときには、事業所が技能実習生分を給料から差し引き、事業所分とまとめて支払います。
○国民年金の場合
①と同じです。講習期間より国民年金に加入している場合、再度の加入届は不要です。

年金制度について、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 (<https://www.nerkin.go.jp/international/index.html>)

